

令和6年11月28日

一般社団法人 伊賀薬剤師会

会長 村上 博之 様

一般社団法人 三重県薬剤師会

会長 谷村 学

回 答 書

令和6年10月10日付で要望のありましたことについて、別添のとおり回答
します。

「要望書」への回答

【要望事項1】

「分業推進協力金」の使用目的・内容、徴収の必要性について開示を要望

《回答》

分業推進協力金は、三重県薬剤師会が良質な医薬分業及び保険薬局・薬剤師の業務を確保することを目的としています。

用途は、

- (1) 医薬分業推進事業
- (2) 保険薬局に関わる医薬品情報
- (3) 処方箋応需のための研修事業
- (4) 過失責任による賠償責任当事者への支援対策
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

であり、三重県薬剤師会の運営に必要なため、徴収は必要です。

※別添「分業推進協力金収納規定」を参照してください。

【要望事項2】

「月報」の数字の裏付け根拠は何なのか。不公平・不明確なものであれば中止を検討してほしい。

《回答》

保険調剤月報の件数は、各保険薬局が支払基金（社会保険診療報酬支払基金）及び国保連合会（三重県国民健康保険団体連合会）へ提出している調剤報酬請求書（レセプト）の件数が報告されており、この月報で報告された件数を基に、「分業推進協力金」及び「分業賦課金」を算出しています。

調剤報酬請求書（レセプト）の件数は、当会では把握できないが、月報の件数は各保険薬局から正確に報告されていると理解しており、不公平・不明確なものではないと考えています。

分業推進協力金収納規定

1、目的

この規定は、一般社団法人三重県薬剤師会（以下「県薬」という）が良質な医薬分業及び保険薬局・薬剤師の業務を確保するために、保険薬局より徴収する分業推進協力金（以下「協力金」という）の収納及び使途について必要な事項を定める。

2、協力金の額及び算定の対象

「調剤報酬請求書の件数の合計」に「単価9円」を乗じて得られた金額。

3、協力金の収納

県薬は、協力金の額について別に定める納入通知書により、その他会費と同様の方法にて徴収するものとする。

4、納入義務者

協力金の納入義務者は保険薬局の開設者とする。

5、会費の使途

協力金は、県薬の法人会計に繰り入れ、次の各号に掲げる事業を行うための経費に充当するものとする。

- (1) 医薬分業推進事業
- (2) 保険薬局に関わる医薬品情報
- (3) 処方箋応需のための研修事業
- (4) 過失責任による賠償責任当事者への支援対策
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

6、委任

協力金に関して、この規定に定めのない事項は県薬の会長がその都度理事会に諮り決定する。

7、規定の制定及び改廃

この規定の制定及び改廃は、県薬の理事会の議を経て決定する。

附 則

平成11年 6月13日施行

平成14年 3月10日一部改定

平成17年 4月 1日一部改定

平成20年 6月 8日一部改定

この改訂は平成20年4月1日の分から適用する。

平成25年 4月 1日一部改定